新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の 裁判所における感染防止対策の取扱いについて

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から五類感染症に変更され、この位置付けの変更と合わせて、政府の基本的対処方針が廃止されることとなった。同日以降、日常における基本的感染対策について、マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とし、個人や事業者が自主的な感染対策に取り組むこととされている。これに伴い、東邦大学医学部微生物・感染症学講座の舘田一博教授(司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員)の専門的知見に基づく御意見を踏まえ、同日以降の裁判所における感染防止対策の取扱いを以下のとおりとすることとした。

- 1 令和5年5月8日以降、以下の文書で整理した考え方に基づく取扱いは取りやめる。
 - (1) 令和2年12月4日「裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」
 - (2) 令和3年8月31日「デルタ株等による感染拡大状況を踏まえた感染防止対 策」
 - (3) 令和4年2月1日「オミクロン株等による感染拡大状況を踏まえた感染防止対策」
 - (4) 同年5月10日「傍聴席の利用方法について」
 - (5) 令和5年2月22日「裁判所におけるマスク着用の考え方の見直し等について」

- 2 もっとも、基本的な感染防止策(①マスクの着用、②体調不良者がいないことを確実にすること、③換気の実施や対人距離の確保を含む「三つの密」の回避、 ④手洗い等による手指衛生の確保)は、今後も引き続き感染を防止する上で効果がある。この観点から、各庁においては、以下の対応を取る¹。
 - (1) 職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応

職員に対しては、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、外出を控える ことが推奨される期間においては登庁を控えるよう求める。

来庁者に対しては、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、外出を控えることが推奨される期間においては来庁を控えるよう協力を求める。

(2) 取組例の周知

各庁においては、所属の職員が自発的に感染防止に取り組むに当たって参考とすることができるよう、あくまでも各職員の任意の判断によるものであることを明示した上で、以下の取組例を周知する。

ア マスクの着用

以下の場合、マスクの着用を心掛ける。

- (ア) 体調不良者と接する必要がある場合
- (4) 出張等で、①高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等を訪問する場合、②訪問先からマスクの着用を求められた場合
- (ウ) 来庁者や他の職員から、対面で継続的に会話するに当たり、重症化リスクが高いことを理由にマスクを着用してほしいとの要望があった場合

¹ なお、パーティション等については、その効果や限界として専門家から示されている見解(「これからの身近な感染対策を考えるにあたって(第四報)~室内での感染対策におけるパーティションの効果と限界~」(第119回(令和5年3月23日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料))等を踏まえ、原則として撤去する。

(エ) ①新型コロナウイルス感染症に感染した後、外出を控えることが推奨される期間が経過したために登庁する場合、②家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合(ただし、いずれの場合であっても、マスクの着用が望ましいとされている期間に限る。)

イ 体調不良の場合の療養等

職員は、新型コロナウイルス感染症の感染が判明していない場合であって も、体調不良の場合は、無理に登庁せず又は退庁して療養に努めるよう心掛 ける。

体調不良の来庁者に対しては、新型コロナウイルス感染症の感染が判明していない場合であっても、来庁を控え又は退庁して療養できるよう配慮する。

ウ 「三つの密」の回避

「三つの密」を回避するため、できる限り、①多人数の密集回避、②対面 での会話が想定される場合の対人距離の確保、③十分な換気の確保に努める。

エ 手指衛生の確保

手洗い等による手指衛生の確保に努める。